

# 君津ファンクラブ会員規約

## 1 名称

この会の名称は、君津ファンクラブ(以下「ファンクラブ」という。)とします。

## 2 目的

自然、観光、物産等、君津市の魅力を広く発信することにより、君津市のファンを増やし、末永く交流を持てるような関係作りを行うことを目的とします。

## 3 事務局

ファンクラブの事務局は君津市役所 政策推進課(以下「事務局」という。)内に置きます。

## 4 会員

この規約において「会員」とは、ファンクラブの目的に賛同し、この規約を承諾し、入会手続きを完了した方をいいます。会員は、君津市の魅力をPRし、君津市に興味を持ってもらえる方を増やすことに協力することとします。

## 5 部活動

ファンクラブは部活動を組織することができます。部活動を行う会員の名称は、「きみつ大好きだぜ！応援団員」とし、広報活動等を行います。

## 6 入会手続

- 1) ファンクラブに入会を希望する方(以下「入会希望者」という)は、事務局へ入会を申し出ます。
- 2) 入会希望者は、入会の申込に当たり、次に掲げる事項に同意していただきます。
  - (ア)事務局が会員の住所、氏名、電話番号、メールアドレス等の個人を特定する為に必要な情報を名簿に登録すること。
  - (イ)個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の定めに基づき、ファンクラブの活動に必要な場合に限り、事務局が(ア)の会員情報を利用すること。
- 3) 申込を受理したときは、当該入会希望者に対して、会員証を発行します。
- 4) 会員証は、他人への転売、貸与または譲渡をしてはなりません。

## 7 入会金及び会費

ファンクラブの入会金及び会費は無料とします。

## 8 禁止行為

会員は、ファンクラブが提供するサービスの利用に当たっては、次の行為を行ってはなりません。

- (ア)他の利用者、第三者若しくはファンクラブの著作権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (イ)他の会員、第三者若しくはファンクラブを誹謗中傷する行為またはファンクラブの運営を妨げる行為
- (ウ)事実と反する情報または公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為
- (エ)選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
- (オ)事務局の承諾なくファンクラブの情報若しくはファンクラブが発信する情報を用いた営利を目的とする行為またはその準備を目的とする行為
- (カ)その他、法令等に違反する行為またはそのおそれのある行為

## 9 会員の届出義務等

会員は会員の個人情報その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合または退会する場合は、事務局へ速やかに届け出ることとします。

## 10 会員資格の喪失

- 1) 会員が事務局に対して退会届を提出したときは、当該会員は会員資格を喪失します。
- 2) 事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができることとします。
  - (ア)8 禁止行為に掲げる行為を行ったとき
  - (イ)入会申込書に虚偽の記載があったとき
  - (ウ)会員の登録住所・電話番号・メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、応答を拒否する場合または既に使われていない等の理由により連絡を取ることが不可能な場合
  - (エ)会員が暴力団若しくは暴力団関係の構成員であると判明したとき
  - (オ)その他、事務局が会員として不相当であると判断したとき

## 11 損害賠償

事務局は、ファンクラブの運営に関して生じた会員の損害、会員同士または会員と第三者との間で生じた問題及び損害等すべてに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとします。

## 12 規約の変更

事務局は、ファンクラブの運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、市ホームページへの掲載等の方法により、会員に対して変更内容を周知することとします。

## 附則

この規約は、公表日から施行します。